

平成29年度決算に基づく普通会計  
統一的な基準による

「4つの財務諸表」を公表します

■問合せ先 企画課財政係 内線243

1. 貸借対照表(バランスシート)

自治体がサービスを提供するために保有している財産(資産)と、その資産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを総括的に対照した一覧表です。

借 方	貸 方
資産の部	負債の部
町が所有している資産総額です。道路・公園などの公共資産と現金預金などがあります。 【内訳】 1. 公共資産 215億 900万円 道路、橋梁、公園、学校など 2. 投資など 17億8,900万円 出資金や学校建築基金などの特定目的基金 3. 流動資産 18億7,700万円 現金、財政調整基金、未収金など	将来、支払い義務が発生するもので、ほとんどが町債です。「将来世代が負担する部分」ともいえます。 負債合計 65億 800万円
	純資産の部
	資産と負債の差額で、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち、「現在までの世代が負担した部分」ともいえます。
うち、歳計現金 2億4,500万円	純資産合計 186億6,700万円
資産合計 251億7,500万円	負債・純資産合計 251億7,500万円

1人あたりでは…

●町民1人当たりの資産191万円、負債49万円

資産合計 251億7,500万円  
13,212人(平成30年3月31日人口)

負債合計 65億 800万円  
13,212人

4つの表を活用し、健全財政に努めます



前年に比べ、1人当たりの資産は相違がありませんでしたが、1人当たりの負債は増加(昨年は48万円)しました。

2. 資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)

(単位:万円)

区 分	金 額
● 業務活動収支額	4億1,100
● 投資活動収支額	△4億8,400
● 財務活動収支額	9,700
29年度歳計現金増減額	2,400
期首歳計現金残高	2億2,100
期末歳計現金残高	2億4,500

資金の出入りの情報を性質の異なる3つの区分に分けて表示した財務書類です。



3. 行政コスト計算書

(単位:万円)

区 分	金 額	構成比率
道路、公園、下水道などにかかる費用	5億2,800	11.0%
学校、体育振興、文化などにかかる費用	8億3,000	17.3%
子ども、高齢者、障がい者などにかかる費用	13億 500	27.3%
健康づくり、ごみ処理などにかかる費用	4億5,800	9.6%
農業、商工業、観光振興などにかかる費用	5億9,800	12.5%
災害、消防団、常備消防などにかかる費用	2億7,800	5.8%
庁舎等財産管理、交通、防犯、選挙などにかかる費用	6億6,800	14.0%
議会運営、町債利息などにかかる費用	1億2,000	2.5%
経常行政コスト(A:上記の合計)	47億8,500	
経常収益合計(B:使用料・手数料など)	3億 500	
臨時損失(C)	4,100	
(差引)純行政コスト(A) - (B) + (C)	45億2,100	

1年間の行政活動のうち、福祉活動やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源(使用料・手数料など)を対比させた財務書類です。



4. 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産に計上されている各数値が1年間でどのように変動したかを表しています。(単位:万円)

	純資産合計
期首(平成28年度末)純資産残高	190億3,000
純行政コスト	△45億2,100
一般財源(町税、地方交付税など)	35億4,600
補助金など	7億4,600
資産評価差額・無償所管替等・その他	△1億3,400
期末(29年度末)純資産残高	186億6,700

4つの表から分かるのは、  
将来世代の負担比率

現世代の負担を見る「純資産比率」は平均値を上回っており、将来世代の負担比率が軽減されているといえます。一方、資産老朽化比率は50%を上回っており、将来の施設のあり方を考える必要があります。

指 標	数 値	平均値
純資産比率(将来返済しなくてよい財産)	74.2%	70.0%
社会資本形成の将来世代負担率	24.9%	30.0%
資産老朽化比率	56.9%	58.4%
住民1人当たりの資産額	191万円	226万円
住民1人当たりの負債額	49万円	59万円
住民1人当たりの行政コスト	34万円	43万円
町債の償還可能年数	13.03年	22.81年
受益者負担の割合	6.4%	4.5%

※平均値は平成28年度に統一的基準を採用した人口1~5万人の208団体の平均値

百万円単位としているため端数処理により、合計と一致しない場合があります

